

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第3回）要点記録

1 日時

令和4年5月16日（月）9時58分から12時06分まで

2 場所

議会会議室

3 出席者

- ・司 会 上田議会事務局長
- ・議 会 側 宮下議員（議会側代表）、竹尾議員、汐田議員、東影議員、森議員、牧野議員
- ・理事者側 坂田総務局長、小林総務部長、有末職員倫理課長、網井法制課長、坪山法務専門員

4 協議内容

【議事録について】

司 会	議事録の編集方針について、宮下代表と総務局長との調整の上で案が作成されている。 取扱いを常任委員会に準じたものとし、記載内容については要点筆記、発言者氏名については記載せず「議員」や「職員」と記載し、作成された議事録は議会ホームページで公開することとなっている。
議 員	全文筆記がよい。
議 員	要点筆記でよい。方向性を残すことが大事である。
議 員	可能であれば全文筆記がよい。 議会としての方向性は残るのか。
議 員	要点筆記でも方向性は残る。
議 員	要点筆記で大丈夫である。
議 員	今回の協議会は要点筆記としたい。 発言者は「議員」や「職員」との記載でよいか。
議 員	記録を常任委員会に準じるのであれば、「議員」や「職員」との記載でも仕方ない。
議 員	要点筆記にするのであれば仕方ない。
議 員	ホームページでの公開はどうか。
議 員	してもよい。
議 員	決定事項を確認してほしい。
司 会	記録は要点筆記、発言者の氏名は記載しない、議事録を議会ホームページに記載する、ことに決定した。

【姫路市要望等庁内審議会について】

職 員	（姫路市要望等庁内審議会（以下「庁内審議会」という。）の効果、所掌事務、構成員等について説明）
議 員	報告事項について、資料は事前に配付できなかったのか。早くしないといけないので決まったことから実施するとの話が第1回にあったが、拙速ではないかとの思いもある。

改善点として、副市長をトップとし、合議体で審議することは前向きな対応と理解するが、同様の問題があった熊本市では市長をトップとする会議で不当要求を審議している。市長が責任を持って対応すべきであると考えているが、市長は今回の内容で納得しているのか。

職員 協議会での提案内容や意見を伺う項目などについては、以前から整理を行い、市長にも報告し、了承をいただいている。4月7日開催の第1回協議会の内容も報告し、庁内審議会についても市長に決裁をいただいた。市長が関与しないわけではなく、庁内審議会での審議結果を報告し、最終的に市長に判断をいただくことになる。

議員 そのようなことであれば市長が庁内審議会のトップでよいのではないのか。

職員 庁内審議会で見解を出し合い、ポイントを整理し、市長に判断をいただくというのが、効率性も踏まえた我々の考えである。1回目の提案でもこの形を説明し、なぜ外部の委員を入れないのかという意見もいただいたが、我々の考えを説明し、了承いただいた上で、ここまで来たので、ご理解いただきたい。

議員 外部委員という説明があったが、内部で審議して問題が起こったため、外部の人に審議してもらうことが重要である。前回の協議会の後、職員倫理課長と話をした際に倫理審査会と同じになってしまうとの意見をもらったが、倫理審査会は全ての案件で開催されるわけではない。また、市長がトップになることで姫路市の思いが伝わる。事務局の提案に納得してしまって、市長が理解できていないのではないのか。

職員 この件については第1回協議会において説明し、理解を得られたと考えている。理解を得ているのに進めていないというわけにはいかないもので、迅速に対応した。ここでの意見が決定でないというのであれば、いつ議会と合意を得たのか分からなくなり、動けないことになる。

議員 そんな重要なことをなぜ当日に出すのか。

職員 当日に出したわけではなく、勉強会やその前に議長等と話を積み上げた上で第1回協議会に臨んでいる。

議員 勉強会で具体的な内容について、議会として話し合いはできていないと思う。

議員 勉強会において提案され、方向性はまとまっている。

議員 勉強会のことは私の認識不足だが、よりよいものをつくりたいという意味である。

議員 合議体として話し合ってきたとの認識だが、資料は早く欲しかった。

議員 内部組織は副市長以下で構成する流れと認識している。

議員 今回の問題は副市長も巻き込んだ問題であった。市長がトップで審議するほうがよりよいものになる。

議員 議員の不当要求行為と何度も取り上げられているが、結局は理事者側が予算執行を不適切に執行していた。細かい議論をするのであれば副市長がトップでよいのでは。

議員 以前は副市長までによる意思決定であったものが、最終的に市長まで報告がいくのであれば市長としての責任を果たせるのではないのか。

議員 私の意見としては、庁内審議会に外部の委員を入れず、市長をトップにすることも検討せずに結論を出す体制が中途半端な取組に見える。

職員 検討した上で今の形が望ましいと考えた。外部委員を入れない理由も第1回協議会で説明させていただいた。

議員 市長を入れるという判断をしなかったのは残念である。

職員 議員との特殊な関係を考えると局長一人では不当要求行為と判断することが困難であるという専門委員の提言があり、局長の負担軽減等のため合議体での審議を行うこととするが、全ての市議会議員の要望等は市長に報告され、最終的な不当要求行為の認定の判断は市長が行うことになる。副市長以下で決定するというわけではない。

議員 市長が入ることの意味を重く受け止めるべきであると言いたい。

司会 委員の部分以外で意見があれば発言されたい。意見があれば変更は可能か。

職員 合意が得られたとの理解の上で進めた。庁内審議会は内部組織であるので、基本的な部分は了承を得た上で我々が考えて、報告させていただいている。

議員 議員が別の肩書で要望した場合、どのように対応しようと考えているのか。職員は議員として見てしまうのではないか。

職員 自治会長としての要望であれば自治会の要望として取り扱うが、議員の立場を利用してということであれば別の問題になる。

議員 使い分けができてしまう。

職員 使い分ければ、不当要求行為に当たらなくなるということはないと思う。

議員 議員を対象とした不当要求行為の再発防止策の検討なので、使い分けはできないという整理が必要である。

職員 自治会長として不当要求行為等の問題のある行動があれば、所掌事務の「会長が特に必要と認める要望等」という部分で対応が可能である。一律に議員による要望と置き換える必要はないと考える。

議員 自治会の要望を自治会長として要望することもあれば議員として要望することもあり得る。議員が要望しているとひとくくりにするほうが分かりやすい。

議員 肩書に関係なく全て議員による要望として扱うべきと考えている。

職員 不当要求行為の基準に変わりはない。ただ、今回の件で、議員の要望は特別に取扱うということなので、スタートが違えば扱いが異なってくる。議員の要望であれば氏名等の個人情報情報公開の対象となる。議員のほうが厳しい取扱いになるが、異なる肩書で要望した場合も全て議員として取り扱うことでよいと合意が得られるのであれば検討する。それでよいのか逆にお聞きしたい。

議員 議員が要望をすれば、全て議員の要望として取り扱うべきである。

議員 姫路市議会議員政治倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）を遵守すれば問題は生じない。どのような肩書で来ようが議員として扱われるべきである。

議員 自治会長を兼務していても議員として要望をする感覚ではないのか。

議員 最終的には議員倫理条例上の責任を負うので、議員として責任をとればよいのではないのか。

議員 職員は議員として見てしまうだろうから、職員に配慮すべきだ。議会としての政治倫理基準に基づく見解を出すべきではないのか。

司会 職員としては自治会長として来ても議員が来たとの認識か。

職員 職員が議員が来たとの意識を持つのは致し方ないと思う。我々が言っているのは、議員の要望として扱えば情報公開条例に基づき議員名は公開することになるなど市民と扱いが違う場

面が出てきたときに、議員として取り扱ってよいのかというところの危うさを心配している。

議員 議員として扱うほうが前向きな取組になる。

職員 どのような差があるかについてだが、全て議員として要望したものとして扱いをすることになれば、情報公開請求があった場合、個人であれば黒塗りとなるものであっても、公職者が公務として行った行為として開示対象となり、要望に同席のみしていた場合でも開示されることになる。

議員 庁内審議会の審議対象になるのは基本的には議員の要望なので、議員として扱うべきだ。

職員 自治会長として要望されたが議員の要望と捉えられる場合にも対応できるよう、所掌事務のイを設けている。

司会 どの立場であれ、議員の要望が不当要求行為の恐れがある場合は審議対象になるという整理でよいか。

職員 自治会長として扱ってもカバーできる。肩書に関係なく議員として取り扱うべきとの意見については再度検討を行うが、そのポイントは、情報公開などほかの制度で扱いに違いが出る可能性があり、そこも含めてご理解いただけるのかということになる。

議員 みな肩書を作ろうとなるかもしれないので、しっかり検討してもらいたい。

司会 確認となるが、議員が要望した場合は全て議員の要望として扱うというのが議会側の意見であるが、議員が自治会長で取扱いが違う点が他にもあるということなので、整理してもらいたい。また、庁内審議会の所掌事務については、肩書による漏れがないように検討をお願いしたい。

【不当要求行為の未然防止策について】

議員 事前警告及び議長や会派代表者への報告について、各会派の意見をもらいたい。

議員 基本的には原案どおりでよい。議長に報告し、並行して会派会長にも報告すればよい。

議員 議長に報告してもらい、後は議長が判断すればよい。

議員 まず議長に報告してもらおう。第三者を入れて対応してほしい。

議員 議長が知らないのは問題であるし、第三者を入れるべきである。

議員 本人に警告した上で、議長にも報告が上がる制度が必要だ。イエローカードでも議員倫理条例に抵触する可能性があるのでは、整理しておく必要がある。

職員 イエローカードでも議員倫理条例上は重いという認識である。先ほどの議員の意見は本人に警告後、議長にも報告するということか。

議員 まずは本人に警告すべきである。2回目でレッドカードならば、その時点で議長に報告すべきだ。

議員 議長の前に会派代表者に報告してほしい。無所属の場合は議長への報告で仕方がない。

司会 報告の順番は議会側で決めてよいか。

職員 まずは本人だが、その後については協議だと考えている。

司会 一発アウトも想定しているのか。

職員 事前警告できる場面は少ないと考えている。説明を尽くしているのに同じことを聞かれるとか長時間の要望が繰り返されるなどである。

議員 要望が繰り返される対象は同一の職員か、その上司も含むのか。

職員 制度が決まっていて、裁量の余地がないものを上司にも要望するというような場合は検討することになる。

議員 イエローカードについても要望の場でそこまでいくと駄目だと話をする段階を踏んでもらいたい。

議員 もう無理ですよという段階を踏んで、それでもなお、という場合は議長に報告されるものと考えている。庁内審議会にかけの前に警告があるべきだ。

職員 まず議長に報告という意見は、本人に警告後ということか。

議員 本人に警告した後に議長ということである。

職員 イエローカード時は単なる要望であり、その要望を積極的に議長や会派代表者に報告するには個人情報保護の観点から制度の整理が必要である。また議長が第三者に伝えることについても同様である。

議員 イエローカードでも不当要求行為に該当する可能性があるものであるのなら、議長に報告すべきではないのか。

職員 今までは求めに応じ、制度に基づき答えていたが、積極的にこちらから報告するには、ルールの整理が必要である。

職員 今回の案件でもこちらからは積極的に公開しておらず、委員会での審議に必要という要求に基づき公開している。要望には個人情報が含まれる場合があり、公開請求されれば制度に基づき公開が判断される。

この防止策では、議員の要望があれば積極的に情報を提供することになるが、職務上知り得た秘密に該当するため、公開するためには法令の根拠や全議員に及ぶ本人の同意が必要である。

議員 このような議員がいるということだけ議長に報告することはできないのか。

職員 本人に警告できないのではないのか。

議員 それでは、議長が全議員に注意したらよい。

職員 本人が議長に報告するということはどうか。

議員 難しい点があるようであれば、当事者にルールを設けるしかないのではないのか。

職員 法令の根拠か本人の同意が必要となる。

議員 本人に警告することでブレーキをかけるしかないのではないのか。

司会 以前の市議会議員による不当要求行為の場合は、本人に不当要求行為の認識はなく、本人の知らないところで記録が作成された。不当要求行為に該当すると判断した場合、本人にその場で警告するのか。

職員 その場での判断は難しい。持ち帰って庁内審議会での判断を行う。

司会 不当要求行為に認定される可能性が、すぐには分からないということか。

職員 庁内審議会の対象であるなどを伝えることはない。

実務的にはイエローカードも庁内審議会にかけて、これ以上やれば不当要求行為になると判断すればイエローカードを出すことになると思う。

議員 庁内審議会にかけなくても1人の局長で判断できることもあるのではないのか。

職員 間違っていれば問題になる。1人の局長の判断ではなく庁内審議会で判断を行う。

議員 複数人対応が決まっているが、イエローカードを出すのに時間が必要となれば、職員が要望を受け続けなければならない。職員がイエローカードを出せる体制づくりが必要ではないのか。

職員 間違いかもしれないと議員に理解していただけるなら、可能である。

職員 イエローカードの判断を局長に任せると場当たり的になってしまうので、制度として実施するなら合議体で判断すべきである。不当要求行為には毅然とした対応を行えばよいだけであり、既に条例に定めている。

司会 この項目は議論が煮詰まっていないと思うので、次回再度議論されてはどうか。

職員 (異議なし)